

平成 23 年度に係る先端研究助成基金のフォローアップの結果について(案)

平成 24 年 9 月 6 日
最先端研究開発支援推進会議

最先端研究開発支援推進会議は、「最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の運用方針」(平成 23 年 7 月 29 日総合科学技術会議決定)等に基づき、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)から、平成 23 年度に係る先端研究助成基金(以下「基金」という。)の管理状況等について、次の 5 つの観点から資料の提出を求め、聴取・確認した。

- (1) 基金の管理・運用を行うための適切な業務体制が構築され、業務の分担と責任の所在が明確化されているか(昨年度に確認済みであることから、変更点があれば確認を行う)
- (2) 基金の管理・運用を行うために必要な規程は整備されているか(昨年度に確認済みであることから、変更点があれば確認を行う)
- (3) 平成 22 年 3 月 9 日(最先端研究開発支援プログラム)及び平成 23 年 2 月 10 日(最先端・次世代研究開発支援プログラム)に総合科学技術会議が決定した内容に沿って助成金が交付・執行管理されているか
- (4) 事務経費は適切に使用されているか
- (5) 平成 21 及び 22 年度のフォローアップ結果における留意事項に対する対応状況について

これによる結果は以下のとおりであった。

(1)について

昨年度は、振興会内に、基金の管理・運用に係る意思決定を行う基金管理委員会が組織され、その下で、実務を担当する審議役及び最先端研究開発支援プログラム(以下、「FIRST」という。)を担当する基金第 1 課及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下、「NEXT」という。)を担当する基金第 2 課が設置され、業務を円滑に実施していることを確認した。

平成 23 年度は、振興会内で、より効果的・効率的に業務を実施する観点に立って、基金第 1 課及び基金第 2 課を基金の運用・管理等を担当する基金管理課、FIRST 及び NEXT の交付及び執行管理等を担当する最先端研究助成課への体制の再編を行ったとの報告が振興会からなされた。

(2)について

基金の管理・運用を行うための各種規程については、昨年度に必要な規程が整備されていることを確認しているが、これについての変更はないことを確認した。

(3)について

振興会の報告によれば、①FIRST については、平成 21 年度から平成 23 年度までに約 582 億円(交付決定額の 58%)を交付し、平成 23 年度までの執行済額は約 500 億円(交付額に対する執行率は 86%で執行残額約 82 億円)となる、②NEXT については、平成 22 年度から平成 23 年度までに約 233 億円(交付決定額の 48%)を交付し、平成 23 年度までの執

行済額は約 188 億円(交付額に対する執行率は 81%で執行残額は約 45 億円)となる見込みとなっている。これら執行残額については、執行残額の多い研究課題に対し、調査を行い、主として東日本大震災やタイでの洪水被害による調達遅延、研究員採用の精査による採用人数の減少、購入機器の変更(仕様の見直し等)の理由に基づくものであることを確認しているとの報告が振興会からなされた。また、振興会として、こうした執行残額の発生状況を踏まえて、各研究機関に対し、平成 24 年度の年度計画の実施にあたっては、各機関における不必要な経費の滞留が発生しないよう、執行残額を含めた執行計画により適切に交付請求を行うよう請求時において指導するとともに、その内容の妥当性の精査を行っていることを確認した。

一方で、現在、FIRST の一部の課題の研究者による経費執行に疑義を生じさせる事案が発生していることに関しては、振興会は、研究支援担当機関及び当該研究者の所属していた研究機関に対して、関連経費の執行について調査・報告を求めていることを確認した。

最先端研究開発支援推進会議としては、本事案に関し、振興会に対して、①当該研究機関等からの報告内容を精査するとともに、現地調査などにより FIRST の経費の執行状況の確認を行い、必要な場合には、当該研究機関等に指導等を行うこと、また、②基金により助成金の交付を受けている、他の研究支援担当機関及び共同研究機関等に対しても、経費の適切な執行に万全を期すよう、今後、助成金の執行管理の充実に向けた取組みに関して検討することを強く求めることとした。

(4)について

平成 23 年度の基金の管理に係る振興会における事務経費(職員の給与等の人物費及び事務室の賃借料等の物件費)の使用状況について確認したところ、特段の問題は認められない。

(5)について

平成 21 及び 22 年度のフォローアップ結果においては、振興会が基金の運用を行う上で以下の点を留意事項として挙げていたところ。

- ①金融機関から引合書を徴収する場合は、公募により行うことを検討していくこと
- ②金融商品等の選定に關し調査審議する基金管理委員会運用部会で、積極的に外部専門家の意見を聴取するなどの取組みを検討していくこと

これらの留意事項に対し、振興会は、①については、引合いに参加できる格付等の条件を示して公募により金融機関を隨時募集し、申込みがあった場合はその都度、指名競争方式により実施する、②については、基金管理運用部会で基金の運用方法について、外部専門家から聴取し、運用方針の参考にするなどの取組みを行っていることを確認した。